

持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）

（通則）

第1条 持続化給付金（以下「給付金」という。）の給付については、この規程に定めるところによる。

（趣旨・目的）

第2条 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により、特に大きな影響を受けている中堅企業、中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付することを目的とする。

（事務局の設置）

第3条 中小企業庁は、前条の目的を達成するため、持続化給付金事務局（以下「事務局」という。）を設置し、給付に必要な事務を事務局が行う。

（給付対象者）

第4条 給付金の給付の申請を行う者（以下「申請者」という。）が、個人事業者等の場合には、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

- 一 2019年以前から事業により事業収入（第6条第4項第1号イ及び同項第2号イにより提出する確定申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書。以下同じ。）第1表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方式によるものとし、2019年の年間事業収入は当該欄に記載されるものを用いることとする。以下同じ。ただし、第11条第1項の規定に基づき市町村民税、特別区民税又は都道府県民税（以下「住民税」という。）の申告書類の控を用いる場合には、2019年の年間事業収入は市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができる。）（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- 二 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。対象月は、2020年1月から申請を行う日の属する月の前月の間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択する。なお、対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出するものとする。
- 2 前項第2号において、青色申告を行っている者の場合は、前年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いること。ただし、青色申告を行っている者で、次に掲げる事項のいずれかを満たす者の場合は次項によるものとする。
 - 一 所得税青色申告決算書を提出しないことを選択した場合
 - 二 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合若しくは記載の必要がない場合
 - 三 相当の事由により当該書類を提出できない場合
- 3 第1項第2号において、白色申告を行っている者の場合、確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）を添付した場合又は第11条第1項の規定に基づき住民税の申告書類の控を用いる場合には、2019年の月次の事業収入が記載されないことから、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。
- 4 第11条第2項第5号の規定に基づく特例を用いる場合、第1項第1号及び第2号の規定はそれぞれ以下により読み替えるものとする。
 - 一 2020年3月以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること
 - 二 2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年の開業日の属する月から3月の月平均の事業収入（2019年1月から12月の間に開業した者であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合は、2020年1月から3月の月平均の事業収入）に比べて事業収入が50%以上減少した月（以下「2020新規開業対象月」という。）が存在すること。2020新規開業対象月は、2020年4月から申請を行う日の属する月の前月の間で、ひと月を申請者が任意に選択する。なお、2020新規開業対象月の事業収入

については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出するものとする。

(給付額)

第5条 給付金の給付額は、100万円を超えない範囲で、2019年の年間事業収入から対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとする。

(給付申請)

第6条 給付金の申請期間は、令和2年5月1日から、令和3年1月15日までとする。

2 申請は、申請期間内に、事務局が定める方法により、事務局に対し行うものとする。ただし、申請者において申請期間までに次項又は第4項の規定に基づく提出を行うことができない合理的な理由があると事務局が認める場合には、当該申請者は、令和3年2月15日まで当該提出を行うことができるものとする。また、当該方法を用いることが困難な申請者は、事務局が全国に設置する支援場所において、申請の支援を受けることができる。

3 申請者は、次に掲げる情報（以下「基本情報」という。）を事務局に提出すること。

- 一 屋号・雅号
- 二 業種
- 三 申請者住所
- 四 申請者氏名
- 五 生年月日
- 六 連絡先
- 七 対象月
- 八 2019年の事業収入
- 九 対象月の月間事業収入、2019年の対象月と同月の月間事業収入
- 十 申請者本人名義の振込先口座に関する情報

4 前項の提出にあたっては、次に掲げる書類等のデータ（以下「証拠書類等」という。）を事務局に提出すること。

一 青色申告を行っている場合は、次のイからホの全て。

イ 2019年分の確定申告書第1表の控（收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。ただし、收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知」（以下「收受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができる。この場合、收受印等のない確定申告書第1表の控、及び所得税青色申告決算書の控を用いることができる。なお、收受日付印等が存在せず、「納税証明書（その2所得金額用）」による代替提出もない場合であっても申請は可能であるが、内容の確認等に時間を要するため、給付までに通常よりも大幅に時間を要する。また、確認の結果給付金の給付ができない場合がある。以下同じ。）及び所得稅青色申告決算書の控（青色申告決算書の控は提出しないことを選択することができる。ただし、この場合、次号によるものとする。）

ロ 対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも可能とする。以下同じ。）

ハ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写

ニ 別表1に定める本人確認書類

ホ その他事務局が必要と認める書類

二 白色申告を行っている場合は、次のイからホの全て。

イ 2019年分の確定申告書第1表の控

ロ 対象月の月間事業収入がわかるもの

ハ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写

ニ 別表1に定める本人確認書類

ホ その他事務局が必要と認める書類

(宣誓事項)

第7条 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、給付金を給付しない。

- 一 第4条の要件を満たしていること

- 二 前条第3項の基本情報及び第4項の証拠書類等（以下「基本情報等」という。）に虚偽のないこと
- 三 次条の不給付要件に該当しないこと
- 四 事務局及び中小企業庁長官（以下「長官」という。）の委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- 五 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、第10条の規定に従い給付金の返還等を行うこと
- 六 別紙で定める暴力団排除に関する誓約事項
- 七 本規程に従うこと

（不給付要件）

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給付金を給付しない。

- 一 次条第2項第5号の給付通知を受け取った者
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- 三 宗教上の組織若しくは団体
- 四 前各号に掲げる者の他、本給付金の趣旨・目的から適切でないと長官が判断する者

（給付金の給付）

第9条 給付金は、国の持続化給付金事業の予算額の範囲内で給付を行うものであり、国の持続化給付金事業の予算額の範囲内に限り、申請者からの申請で成立し、事務局の審査を経て長官が給付額を決定する贈与契約である。

2 給付金の給付は事務局を通じ、次の各号により行う。

- 一 申請者は、事務局との間で、給付金を申請者の代理で受領し、給付決定額全額を申請者に支払う旨の受領委任契約を締結する。
 - 二 長官は、申請者と受領委任契約を締結した事務局に対して給付金を支払う。
 - 三 長官は、給付金の支払いにあたり、申請者と受領委任契約を締結した事務局に対して概算払を行う。そのため、事務局は、申請者から申請を受けた件数等及び振込先の金融機関名等の情報を長官に様式1により報告する。その際、申請者の代理で受領する旨もあわせて報告する。
 - 四 長官は、事務局による申請内容の適格性等の確認を踏まえ、申請者に対する給付金額を決定する。
 - 五 事務局は、受領委任契約に基づき、給付決定額全額を申請者の銀行口座に速やかに振り込む。あわせて、給付通知を申請者に対して送付する。
 - 六 事務局は、概算払の精算として、申請者への支払に要しなかった金額等を様式2により長官に報告の上、返還等する。
- 3 事務局による申請内容の適格性等の確認の結果、事務局が申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当すると判断した場合、長官は、その旨を踏まえて当該申請について給付金を給付しないことを決定し、事務局は、給付金を給付しないこととなった旨の通知を当該申請者に対して送付する。
- 4 事務局は、第2項の経理を行うにあたっては、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、事務事業の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

（給付金に係る不正受給等への対応）

第10条 申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが疑われる場合は、長官は、事務局を通じ、次の各号の対応を行う。

- 一 提出された基本情報等について審査を行い不審な点がみられる場合等に調査を開始する。申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査については、事務局及び長官が委任又は準委任した者において行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。なお、既に給付した給付金について調査を行う場合も同様とする。
 - 二 事務局等の調査の結果、申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが判明した場合には、長官は、当該申請者との間の贈与契約を解除し、事務局は、長官の指示に従い、当該申請者に対し、給付金に係る長官との間の贈与契約を解除し、給付金の返還に係る通知を行う。
- 2 給付金の不正受給に該当することが疑われる場合は、長官は、事務局を通じ、前項の対応に加え、次の各号の対応を行う。

- 一 不正受給を行った申請者は、前項第2号の給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を支払う義務を負い、事務局は当該申請者に対し、これらの金員を請求する旨の通知を行う。
 - 二 不正受給が発覚した場合には、事務局は原則として申請者の屋号・雅号等の公表を行う。
 - 三 事務局は、不正の内容により、不正に給付金を受給した申請者を告発する。
- 3 事務局は、申請者から返還を受けた給付金を、申請者に代わって長官に返還する場合には、申請者から返還を受けた件数及び金額等の情報を様式4により長官に報告する。
 - 4 長官は、前項により報告を受けた場合には、事務局に対して返還を命ずるものとする。
 - 5 前項に基づく給付金の返還期限は、申請者との贈与契約の解除がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、その期限の翌日からこれを返還する日までの期間に応じ、当該未返納金額に対し、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払わなければならない。
 - 6 給付金は、事務局の審査を経て長官が給付額を決定する贈与契約であり、原則として民法（明治29年法律第89号）が適用され、給付・不給付の決定、贈与契約の解除については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）上の不服申立ての対象とならないが、不正受給による不給付決定又は贈与契約の解除に対し、申請者等から不服の申出があった場合は、適宜再調査を行うなど、必要な対応を図る。

（証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例）

第11条 第6条第4項第1号イ及び同項第2号イの証拠書類等について、2019年分の確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない場合は、2019年分の住民税の申告書類の控で代替することができる。また、「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」（令和2年4月6日国税庁）に基づき、2019年分の確定申告が完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合又はその他相当の事由により提出できない場合は、2018年分の確定申告書等の控又は2018年分の住民税の申告書類の控で代替し、第5条に規定する給付額について、2018年の事業収入で給付額の算定を行うことができる。

2 第5条に規定する給付額について、次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、別表2に定める証拠書類等を提出することで、別表2の算定式及び基本情報を用いて給付額の算定を行うことができるものとする。ただし、この場合においても給付額は100万円を超えないものとする。なお、別表2の1の項の証拠書類等の特例の欄中の第2号ハに掲げる書類を証拠書類として提出する場合、審査に時間を要する可能性があり、その他の場合に比べて給付までに時間を要する場合がある。

- 一 2019年1月から12月の間に開業した場合
- 二 月あたりの事業収入の変動が大きい場合
- 三 事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合
- 四 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等¹を有する場合
- 五 2020年1月から3月の間に開業した場合（2019年1月から12月の間に開業し、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合を含む。）

（その他）

第12条 本規程による申請に伴い提出された連絡先等に、今後、経済産業省から各種支援策等の通知を行うことがある。

¹ 自社の事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公的証明（例：罹災証明書・被災証明書等）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、給付金の給付の申請から、給付金の受給後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

本人確認書類

本人確認書類は、次に掲げるいずれかの写を提出すること。ただし、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、申請を行う日において有効なもの²で、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。

- 一 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）
- 二 個人番号カード（オモテ面のみ）
- 三 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- 四 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
- 五 上記一から四を保有していない場合、住民票の控及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方又は住民票の控及び各種健康保険証の両方

² 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、更新期限の猶予等の措置が取られているものは、この限りではない。

別表2

項	証拠書類等の特例	算定式及び基本情報の特例
一 2019年1月から12月の間に開業した場合	<p>2019年1月から12月の間に開業した場合であって、対象月の月間事業収入が、2019年の月平均の事業収入に比べて50%以上減少している場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>一 第6条第4項で定める証拠書類等</p> <p>二 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>イ 開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（開業日が2019年12月31日以前で、当該届出書の提出日が2020年4月1日以前であり、税務署受付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>ロ 事業開始等申告書（地方公共団体が発行。）（事業開始の年月日が2019年12月31日以前で、当該申告書の提出日が2020年4月1日以前であり、受付印等が押印されていること。）</p> <p>ハ 上記イ及びロ以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類提出日の記載がある書類（事業開始の年月日が2019年12月31日以前であること。）</p>	$A \div M \times 12 - B \times 12$ <p>A：2019年の年間事業収入 M：2019年の開業後月数（開業日の属する月は、操業日数に関わらず、1ヶ月とみなす。） B：対象月の月間事業収入</p>
二 月あたりの事業収入の変動が大きい場合	<p>少なくとも2020年の任意の1ヵ月を含む連続した3ヶ月（以下「対象期間」という。）の事業収入の合計が、前年同期間の3ヵ月（以下「基準期間」という。）の事業収入の合計と比べて50%以上減少している場合であって、基準期間の事業収入の合計が、2019年の年間事業収入の50%以上に相当する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、基準期間が2018年にまたがる場合においても、基準期間の事業収入の合計が2019年の年間事業収入の50%以上に相当していなければならない。なお、対象期間の終了月は2020年12月以前でなければならない。また、所得税青色申告決算書において2019年の月次の事業収入が記載されて</p>	$A - B$ <p>A：基準期間の事業収入の合計 B：対象期間の事業収入の合計</p>

	<p>いない場合、本特例を用いることができない。</p> <p>一 第6条第4項第1号で定める証拠書類等（基準期間及び対象期間が複数年にまたがる場合には、第6条第4項第1号イの証拠書類等についても、当該期間の全ての期間分を提出する必要がある。）</p>	
<p>三 事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合</p>	<p>事業収入を比較する2つの月の間に事業を承継した場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、2019年以前に承継を受けた者はこの特例は適用できない。なお、2019年1月から12月の間に承継を受けた者は、第11条第2項第1号の特例を適用することを可能とする。</p> <p>一 事業の承継を行った者の死亡による事業承継でない場合</p> <p>イ 第6条第4項で定める証拠書類等（第6条第4項第1号イ及び同項第2号イについては、事業の承継を行った者の名義に係るものとし、その他証拠書類等については事業の承継を受けた者の名義に係るものとする。）</p> <p>ロ 個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、2019年分の確定申告書類に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されており、「開業・廃業等日」欄において開業日が2020年1月1日から同年4月1日の間とされており、提出日が開業日から1ヶ月以内で、税務署受付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>二 事業の承継を行った者の死亡による事業承継である場合</p> <p>イ 第6条第4項で定める証拠書類等（第6条第4項第1号イ及び同項第2号イについては、事業の承継を行った者（死亡した者）の名義によるものに限ることとし、同一の当該事業の承継を行った者に係る書類</p>	<p>$A - B \times 12$</p> <p>A：事業の承継を行った者の2019年の年間事業収入</p> <p>B：事業の承継を受けた者の対象月の月間事業収入</p>

	<p>に基づく給付は一度に限るものとする。また、同一の事業の承継を行った者に係る書類に基づき複数の申請が行われた場合には、最初に給付された申請のみを有効とする。その他証拠書類等については事業の承継を受けた者の名義に係るものとする。）</p> <p>ロ 個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、2019年分の確定申告書類に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されており、「開業・廃業等日」欄において開業日が事業の承継を行った者の死亡年月日から申請日の間であり、税務署受付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>ハ 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>(1) 所得税の青色申告承認申請書（「5相続による事業承継の有無」欄において、「有」を選択しており、相続開始年月日が申請日以前であり、被相続人の氏名が事業の承継を行った者の氏名と一致しており、税務署受付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>(2) 個人事業者の死亡届出書（「死亡年月日」欄が申請日以前であり、「参考事項」欄において、「事業承継の有無」を「有」としており、「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致しており、收受印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>(3) 準確定申告書類の控（死亡年月日が申請日以前であり、氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されており、收受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p>	
<p>四 2018年又は2019</p>	<p>2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する者の場合、次の証拠書類等</p>	<p>$A - B \times 12$</p> <p>A：罹災証明等を受けた年の前年の年間事業収入</p>

<p>年に発行された罹災証明書等を有する場合</p>	<p>の特例及び右の計算式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>一 第6条第4項で定める証拠書類等（第6条第4項第1号イ又は同項第2号イについては、罹災証明等を受けた年の前年分に係るもの。）</p> <p>二 罹災証明書等（2018年又は2019年に発行されたものに限る。）</p>	<p>B：対象月の月間事業収入</p>
<p>五 2020年1月から3月の間に開業した場合（2019年1月から12月の間に開業し、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合を含む）</p>	<p>一 2020年1月から3月の間に開業した場合であって、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年の開業日の属する月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が50%以上減少した月が存在する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>イ 様式3（2020年の開業日の属する月から2020新規開業対象月の間の事業収入が記載されており、税理士の確認を受けたものであること。）</p> <p>ロ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写</p> <p>ハ 別表1に定める本人確認書類</p> <p>ニ 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>(1) 開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（開業日が2020年1月1日から3月31日の間であり、当該届出書の提出日が2020年5月1日以前であり、税務署受付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>(2) 事業開始等申告書（地方公共団体が発行。）（事業開始の年月日が2020年1月1日から3月31日までで、当該申告書の提出日が2020年5月1日以前であり、受付印等が押印されていること。）</p>	<p>$A \div M \times 6 - B \times 6$</p> <p>A：2020年1月から3月の間の事業収入の合計</p> <p>M：開業日の属する月から2020年3月の間の開業月数（開業した月は、操業日数に関わらず、1ヶ月とみなす。ただし、2019年1月から12月の間に開業し、2019年の事業収入が存在しないために本特例を用いる場合には、3とする。）</p> <p>B：2020新規開業対象月の月間事業収入。</p>

(3) 上記(1)及び(2)以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類提出日の記載がある書類(事業開始の年月日が2020年1月1日から3月31日までであること。)

ホ その他事務局が必要と認める書類

ニ 2019年1月から12月の間に開業した者であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合であって、2020年1月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が50%以上減少した月が存在する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。なお、この場合において、2019年の事業収入が存在しないことを基本情報として入力すること。

イ 様式3(2020年1月から2020新規開業対象月の間の事業収入が記載されており、税理士の確認を受けたものであること。)

ロ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写

ハ 別表1に定める本人確認書類

ニ 次に掲げるいずれかの書類

(1) 開業・廃業等届出書(所得税法第229条)(開業日が2019年12月31日以前で、当該届出書の提出日が2020年4月1日以前であり、税務署受付印が押印(e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付)されていること。)

(2) 事業開始等申告書(地方公共団体が発行。)(事業開始の年月日が201

	<p>9年12月31日以前で、当該申告書の提出日が2020年4月1日以前であり、受付印等が押印されていること。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類提出日の記載がある書類(事業開始の年月日が2019年12月31日以前であること。)</p> <p>ホ その他事務局が必要と認める書類</p>	
--	---	--

(様式1)

年 月 日

官署支出官

中小企業庁長官 殿

事務局 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

給付金に係る申請状況等報告書

持続化給付金給付規程第9条第2項第3号に基づき、上記給付金の申請状況等について下記のとおり報告するとともに、申請者を代理して給付金の支払を請求します。

なお、報告をした額については、概算払を請求します。

記

1. 請求件数、請求金額（算用数字を用いること。）

	請求件数	請求金額
中小法人等	件	円
個人事業者等	件	円
合計	件	円

2. 振込先金融機関名等

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

上記により概算で支払われた給付金については、申請者の代理で受領したものであり、事務局による申請内容の適格性等の確認を踏まえ、長官により決定された金額が、事務局から申請者に支払われる。

以上

(様式2)

年 月 日

官署支出官

中小企業庁長官 殿

事務局 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 印

給付金に係る申請状況等報告書

持続化給付金給付規程第9条第2項第6号に基づき、上記給付金の申請状況等について下記のとおり報告します。

なお、報告をした額については、同号に基づき国庫に返納することとします(※)。

記

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1. 委任を受けた件数 | 件 |
| 2. 事務局が申請者に払い込んだ給付決定額 | 円 |
| 3. 長官から2.の申請者に対応する分として概算払を受けた額 | 円 |
| 4. 長官に返納すべき額(3. - 2.) | 円 |

※なお書き以降について、精算払請求をする場合には「報告をした額については、同号に基づき精算払を請求します。」と記載することとする。

以上

(様式3)

持続化給付金に係る収入等申立書（個人事業者等向け）

年 月 日

持続化給付金事務局 殿

持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）第11条第2項第5号に該当するため、2020年の事業による収入の額について、以下に記載のある税理士の確認を受けた上で、以下の通り申し立てます。

記

1. 申請者氏名等

(署名又は記名押印)		(印)
(申請者住所)	(申請者電話番号)	

2. 対象とする月

2020年 月 ※選択できるのは、2020年4月から申請日の属する月の前月の間のひと月のみです。

3. 私（申請者）の令和2年（2020年）の事業による売上（収入）金額は以下の通りです（単位：円）

月	事業による売上（収入）金額
1	円
2	円
3	円
4	円
5	円
6	円
7	円
8	円
9	円
10	円
11	円
12	円

※開業日の属する月から2020新規開業対象月までの各月の事業による売上を一の位まで記載して下さい。

※売上が存在しない月については「0」と記載して下さい。

私（税理士）は、申請者が提供した情報に基づき、上記3.の内容を確認しました。

(税理士の署名又は記名押印)	(事務所名称)
(事務所住所)	(税理士登録番号)

(様式4)

年 月 日

官署支出官

中小企業庁長官 殿

事務局 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

給付金に係る返還状況等報告書

持続化給付金給付規程第10条第3項に基づき、上記給付金の返還状況等について下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 返還件数 | 件 |
| 2. 返還金額 | 円 |

※上記の他、必要に応じて情報を追加等することができる。

以上